

塾代助成事業の助成対象者を特例的に**拡充**します

塾代助成事業

学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育で利用できる「塾代助成カード」を交付し、月額1万円を上限に助成（一定の所得要件を設け、市内在住の中学生の約5割を対象）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急激に収入が減少する世帯も見込まれるなか、就学援助制度において適用を拡大



前年の所得にかかわらず、**就学援助制度の認定を受けた方**
（または、就学援助制度の認定要件を満たしており申請済みの方）
を特例的に**塾代助成事業の助成対象**とします

※ 希望される方は所定の「申請書」と「申立書」の提出が必要となります

お問い合わせ先 ・ 申請書（申立書）の提出先

塾代助成事業運営事務局 06-6452-5273 12~20時（日・祝・年末年始を除く）

令和2年度 大阪市立小・中学校における就学援助制度の取扱い

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で急激に収入が減少する世帯が見込まれることから、
就学援助制度のメリットをできるだけ受けていただけるよう、**取扱いを変更**します。

	従来	令和2年度
①生活福祉資金貸付に伴う申請条件	生活福祉資金の貸付決定を受けた方が申請可能	生活福祉資金の貸付決定がまだの方や、貸付申込予定の方も就学援助の申請が可能。
②学校徴収金の徴収猶予措置	猶予措置なし	就学援助の申請世帯は、学校徴収金の徴収を、認定結果が出る月まで猶予する。
③入学準備金の支給時期	10月上旬	9月上旬

※就学援助の申請は、**令和2年6月30日（火）**まで